

南渡田地区におけるマテリアル産業拠点形成に関する協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、南渡田地区におけるマテリアル産業拠点形成に関する協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、南渡田地区におけるマテリアル産業拠点形成に向け、立地企業をはじめ関係者と拠点形成に向けた意識を共有し、協力して取組を推進するため、第4条に掲げる事項について協議を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、会長、幹事及び会員をもって組織する。

2 協議会を総理するため会長を置き、別表に定める者をもって充てる。

3 会長を補佐し、協議会に付議する事項並びに関連する事項に係る企画、調査及び立案、その他協議会を円滑に運営するために必要な事務を行うため幹事を置き、別表に定める者をもって充てる。

4 会員は、次条に掲げる協議事項の協議にあたり、会長が必要と認めた企業、学術研究機関及び国等関係機関をもって充てる。

5 会長は、必要に応じて専門知識を有する者をオブザーバーとして指名し、その意見又は説明を聴くことができる。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する者がその職務を代理する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 南渡田地区におけるマテリアル産業拠点形成の推進方策等に関すること
- (2) 事業創出及び人材育成等に関すること
- (3) 企業、学術研究機関及び国等関係機関との連携に関すること
- (4) その他、川崎臨海部の産業拠点形成に関すること

(協議会の開催)

第5条 協議会は、会長の招集により開催するものとする。

(検討部会)

第6条 会長は、第4条に掲げる事項に関する検討を行うため、必要に応じて、協議会の構成員の意見を聴取した上で、テーマを定めて協議会に検討部会を設置する。

2 部会長は、会長が予め指名する者をもって充てる。

3 部会長は、必要に応じて専門知識を有する者をオブザーバーとして指名し、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 協議会の構成員、第3条に掲げる構成員以外の出席者、協議会関係資料作成に関わる者（以下「協議会構成員等」という。）は、協議会で得た非公開情報を無断で外部に漏らし、又は使用してはならない。

なお、協議会構成員等は、協議会で得た非公開情報を内部共有（当該協議会構成員等の法人内で使用）することができる。

2 事務局は、協議会、協議会に関連するアンケート、ヒアリング等により協議会構成員等に関する情報を得た場合、厳重に管理し、事務局内のみの取り扱いとしなければならない。ただし、当該協議会構成員等の了解を得た場合はこの限りではない。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、川崎市臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部及びユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社にて行うものとする。

(設置期間)

第9条 本要綱の設置期間は、令和10年3月31日までとする。ただし、本要綱の設置期間が満了する日の3か月前までに、構成員から改正又は廃止の申し入れがない場合、更新するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

会長	川崎市臨海部国際戦略本部 本部長
幹事	JFEホールディングス株式会社
	ヒューリック株式会社
	ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社
	川崎市臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部